

新規上場申請のための四半期報告書

日本調理機株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年10月6日

【四半期会計期間】 第83期第3四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 日本調理機株式会社

【英訳名】 NITCHO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齋藤 有史

【本店の所在の場所】 東京都大田区東六郷3丁目15番8号

【電話番号】 03(3738)8251(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 猪野田 光裕

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区東六郷3丁目15番8号

【電話番号】 03(3738)8259

【事務連絡者氏名】 経理部長 猪野田 光裕

目次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期財務諸表】	9
2【その他】	13
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	14
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第83期 第3四半期 累計期間	第82期
会計期間		自 2020年10月1日 至 2021年6月30日	自 2019年10月1日 至 2020年9月30日
売上高	(千円)	9,754,342	15,902,295
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△241,754	491,640
当期純利益又は四半期純損失(△)	(千円)	△178,425	332,089
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	597,600	597,600
発行済株式総数	(株)	973,572	973,572
純資産額	(千円)	5,219,179	5,513,369
総資産額	(千円)	11,395,100	12,339,216
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△183.27	341.10
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	120.0
自己資本比率	(%)	45.8	44.7

回次		第83期 第3四半期 会計期間
会計期間		自 2021年4月1日 至 2021年6月30日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△373.91

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、ストックオプションとして新株予約権がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社は2020年4月13日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき重要な関連会社が存在しないため、記載しておりません。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年10月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につきましては、現在、状況を注視しておりますが、今後の経過によっては当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により2021年4月に大都市圏を中心として緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、経済活動や個人消費活動が再び制限されることとなりました。ワクチン接種の進展により経済活動や個人消費活動のゆるやかな回復が想定されるものの、ワクチン接種の進展には一定の期間を要することや、変異ウイルスが国内でも確認されるなど、一進一退の状況が続き、本格的な景況感の持ち直しには相応の時間を要するものと考えられます。

一方、世界経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により春先に経済活動が停滞したものの、欧米の先進諸国においてワクチン接種の進展による経済活動の正常化に向けた取り組みが開始されるなど、景況感の回復の兆しがみられる状況にあります。しかしながら、この取り組みは感染再拡大のリスクを伴ったものであることや米中の対立構造の激化など、不安材料はいまだ解消されておらず、国内経済同様、経済活動の正常化には相応の時間を要するものと考えられます。

このような環境の中、当社におきましては、顧客市場の拡大及び業績の向上に向け、多様化するお客様ニーズに対応した新型製品の拡販や、24時間対応受付サービス等の提案営業活動が可能な体制を強化し、業績向上に努めてまいりました。その結果、新型コロナウイルスの影響による機器入替案件延期分の売上が増えたこともあり、期初予算及び過去3ヵ年比で順調な売上を達成するとともに、利益面におきましても前年同期間と比して改善がみられる結果となりました。しかしながら、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大により営業活動に影響を及ぼす恐れがあり、予断を許さない状況が続くことが想定されます。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は、97億54百万円となりました。利益面につきましては、営業損失は2億59百万円、経常損失は2億41百万円、四半期純損失は1億78百万円となりました。なお、当社の売上高は、通常の営業形態として、第1、第3四半期会計期間に比べて第2、第4四半期会計期間に多くなるといった季節的変動があります。

また、当社の事業セグメントは業務用厨房機器の製造・販売及び保守修理のみの単一のセグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ9億44百万円減少し、113億95百万円となりました。これは主に、現金及び預金が12億65百万円、商品及び製品が9億15百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が33億84百万円減少したことなどによるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ6億49百万円減少し、61億75百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が4億55百万円、賞与引当金が2億円減少したことなどによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べ2億94百万円減少し、52億19百万円となりました。これは主に、四半期純損失として1億78百万円を計上したことなどによるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社の定める経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は54百万円となっております。

なお、当第3四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 主要な設備

当第3四半期累計期間において、当社の主要な生産設備について重要な変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、主として、学校、病院、官公庁、企業の事業所などの各施設における集団給食設備、ならびに、各種セントラルキッチン、外食産業施設を対象とした厨房機械器具・食品加工機械器具の製造・販売、設計・監理・施工を行う事業を行っております。学校給食、官公庁施設においては、わが国政府および各自治体の政策、予算編成の動向が、また、民間の給食施設や外食産業施設等においては、国内外の経済動向と連動する設備投資動向が、当期の経営成績に重要な影響を与える要因となります。

このような状況のもと、当社は、社会生活に欠かせない食のインフラを支える企業として、「人にやさしい」「環境にやさしい」新製品および新システムの開発、厳格な品質管理、誠実な営業活動、きめ細やかなアフターサービス、および、コンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,800,000
計	3,800,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	973,572	973,572	非上場	単元株式数100株
計	973,572	973,572	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日	—	973,572	—	597,600	—	68,240

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 969,700	9,697	—
単元未満株式	普通株式 3,872	—	—
発行済株式総数	973,572	—	—
総株主の議決権	—	9,697	—

(注) 「単元未満株式数」欄には、当社保有の自己株式28株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 当社は、単元未満の自己株式28株を保有しております。

なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2 【役員の様況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年10月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,822,792
受取手形及び売掛金	1,534,651
商品及び製品	1,607,631
仕掛品	765,513
原材料及び貯蔵品	275,120
その他	193,355
貸倒引当金	△500
流動資産合計	8,198,564
固定資産	
有形固定資産	
建物	3,828,686
減価償却累計額	△2,578,498
建物（純額）	1,250,188
土地	1,012,183
その他	1,159,459
減価償却累計額	△1,029,157
その他（純額）	130,301
有形固定資産合計	2,392,673
無形固定資産	26,758
投資その他の資産	
関係会社長期貸付金	36,096
繰延税金資産	568,239
その他	262,958
貸倒引当金	△90,190
投資その他の資産合計	777,103
固定資産合計	3,196,535
資産合計	11,395,100

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年6月30日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	3,718,204
短期借入金	230,000
1年内返済予定の長期借入金	84,000
賞与引当金	199,051
製品保証引当金	6,964
その他	791,229
流動負債合計	5,029,449
固定負債	
長期借入金	87,500
退職給付引当金	937,733
役員退職慰労引当金	113,632
その他	7,606
固定負債合計	1,146,471
負債合計	6,175,921
純資産の部	
株主資本	
資本金	597,600
資本剰余金	68,240
利益剰余金	4,549,930
自己株式	△131
株主資本合計	5,215,639
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,539
評価・換算差額等合計	3,539
純資産合計	5,219,179
負債純資産合計	11,395,100

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)
売上高	9,754,342
売上原価	7,178,029
売上総利益	2,576,312
販売費及び一般管理費	2,835,894
営業損失(△)	△259,581
営業外収益	
受取利息	993
受取配当金	141
受取家賃	4,535
仕入割引	9,711
その他	6,283
営業外収益合計	21,664
営業外費用	
支払利息	1,323
リース解約損	775
支払手数料	1,000
その他	739
営業外費用合計	3,837
経常損失(△)	△241,754
特別利益	
固定資産売却益	32
特別利益合計	32
特別損失	
固定資産除却損	730
特別損失合計	730
税引前四半期純損失(△)	△242,451
法人税、住民税及び事業税	9,214
法人税等調整額	△73,240
法人税等合計	△64,026
四半期純損失(△)	△178,425

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、営業活動に支障が発生するとともに、一部の案件において着工の延期が発生しております。当社事業への影響は2022年9月期の一定期間まで続くものと仮定しておりますが、現時点において限定的であると考えております。

(四半期損益計算書関係)

1 売上高の季節的変動

当第3四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)

当社の売上高は、通常の営業形態として、第1、第3四半期会計期間に比べて第2、第4四半期会計期間に多くなるといった季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	89,977千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	116,825	120	2020年9月30日	2020年12月21日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは業務用厨房機器の製造・販売及び保守修理のみの単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△183円27銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△178,425
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△178,425
普通株式の期中平均株式数(株)	973,544
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、ストックオプションとして新株予約権がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年9月29日

日本調理機株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石井 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本多 茂幸

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本調理機株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第83期事業年度の第3四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2020年10月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本調理機株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる「半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上